

佐賀県訓令甲第4号

県土整備部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>生理休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊婦障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、<u>3日以内の特別休暇</u>（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、<u>介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事</u>。</p> <p>(3)の2～(14)の22 略</p> <p>(14)の23 略</p> <p>(14)の24 土砂災害防止法第13条の規定による既に特定開発行為に着手している旨の届出の受理等に関する事。</p> <p>(14)の25 土砂災害防止法第17条第1項の規定による工事完了の届出の受理に関する事。</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>フェムケア休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊婦障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、<u>介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事</u>。</p> <p>(3)の2～(14)の22 略</p> <p><u>(14)の22の2 排水ポンプ車の管理及び運用に関する事。</u></p> <p>(14)の23 略</p> <p>(14)の24 土砂災害防止法第14条の規定による既に特定開発行為に着手している旨の届出の受理等に関する事。</p> <p>(14)の25 土砂災害防止法第18条第1項の規定による工事完了の届出の受理に関する事。</p>

改正前	改正後
<p>(14)の26 土砂災害防止法第19条の規定による特定開発行為に係る工事の廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(14)の27 土砂災害防止法第21条の規定による立入検査に関すること。</p> <p>(14)の28 土砂災害防止法第9条第1項の許可を受けた者に対し、同法第22条の規定による報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。</p> <p>(14)の28の2 土砂災害防止法第28条の規定による緊急調査のための土地の立入り及び一時使用に関すること。</p> <p>(14)の28の3 土砂災害防止法第29条の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知等に関すること。</p> <p>(14)の29～(19) 略</p> <p>(20) 法第11条第1項又は条例第12条に規定する監督処分及び佐賀県立都市公園条例施行規則（昭和36年佐賀県規則第79号。以下「規則」という。）第12条に規定する届出で、前号の許可に係るものに関すること。</p> <p>(21)～(25)の2 略</p> <p>(26) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する認定の事務に関すること。</p> <p>(27) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項及び第2項の規定による届出並びに同条第3項の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(27)の2 建築基準法第7条の6第1項第1号及び同法第18条第24項第1号の規定による完了検査済証交付前の仮使用の認定に</p>	<p>(14)の26 土砂災害防止法第20条の規定による特定開発行為に係る工事の廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(14)の27 土砂災害防止法第22条の規定による立入検査に関すること。</p> <p>(14)の28 土砂災害防止法第10条第1項の許可を受けた者に対し、同法第23条の規定による報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。</p> <p>(14)の28の2 土砂災害防止法第30条の規定による緊急調査のための土地の立入り及び一時使用に関すること。</p> <p>(14)の28の3 土砂災害防止法第31条の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知等に関すること。</p> <p>(14)の29～(19) 略</p> <p>(20) 法第27条第1項又は条例第12条に規定する監督処分及び佐賀県立都市公園条例施行規則（昭和36年佐賀県規則第79号。以下「規則」という。）第12条に規定する届出で、前号の許可に係るものに関すること。</p> <p>(21)～(25)の2 略</p> <p>(26) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する認定の事務に関すること。</p> <p>(27) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(27)の2 建築基準法第7条の6第1項第1号及び同法第18条第38項第1号の規定による完了検査済証交付前の仮使用の認定に</p>

改正前	改正後
<p>関すること。</p> <p>(27)の3～(27)の4 略</p> <p>(27)の5 建築基準法第55条第3項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可(包括同意を得ている許可に限る。)に關すること。</p> <p>(27)の5の2 略</p> <p>(27)の6 建築基準法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可に關すること。</p> <p>(27)の7～(59) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>関すること。</p> <p>(27)の3～(27)の4 略</p> <p>(27)の5 建築基準法第55条第4項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可(包括同意を得ている許可に限る。)に關すること。</p> <p>(27)の5の2 略</p> <p>(27)の6 建築基準法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可に關すること。</p> <p>(27)の7～(59) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定(「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。